

令和5年度 米沢地域水田農業の概要



－ 2022（令和4年） 田んぼアートの様子 －

令和3年度に米沢市が「SDGs未来都市」に選定され、上杉鷹山公の教えを受け継ぐ町として、持続可能なまちづくりに取り組んでいくこととしています。そこで、今年没後200年を迎える上杉鷹山公と吾妻山に浮かぶ白馬の騎士を描きました。

米沢地域水田農業の概要	
内 容	頁
目 次	1
令和5年産の需要に応じた米生産への対応について	2
令和5年産米の「生産の目安」と配分について	3-4
新規需要米の取組みについて	5
令和5年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書について	6
令和5年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書記入例	7-8
経営所得安定対策等について	9
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	10-11
収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	12
水田活用の直接支払交付金	13
産地交付金・畑地化促進事業・都道府県連携型助成	14-15
令和5年度 経営所得安定対策等による作物別支援予定額	16
作物別取扱者一覧	17
調整水田等の不作付地について	18
交付対象水田の見直しについて	19
交付金の交付スケジュール	20
経営所得安定対策等の実施体制	21
経営所得安定対策等にご加入されている皆様へ(自然災害等発生時の対応について)	22
「人・農地プラン」・農地中間管理機構を活用しましょう	23-32
ゲタ対策の交付単価が免税事業者向けと課税事業者向けに分かれます	33-34
ナラシ対策の運用について～米について事前契約等を要件化～	35-36
収入保険をご紹介します！	37-38
春先の強風に備えて育苗ハウスを守りましょう！	39-40
水稻共済について	41
令和5年度 米沢市標準賃金・賃借料情報	42-43
米沢市単独補助事業について	44
最上川源流よねざわ紅花プロジェクト推進協議会事業「紅花収穫支援事業」	45
令和4年度 米沢地域農業再生協議会会員名簿	46

令和5年産の需要に応じた米生産への対応について

1 令和4年産の主食用米の作付状況

令和4年産の作付面積は、3年産実績に比べて山形県は2,200haの減少。全国では47都道府県すべてにおいて面積が減少し、合計で52,000ha減少しています。

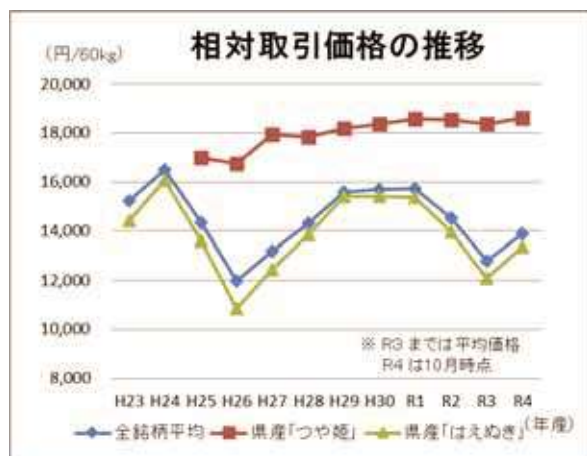
山形県の作況指数は99の「平年並み」。全国では100の「平年並み」となり、収穫量は670万2千トンで、前年産実績に比べ30万5千トンの減少と見込まれています。

都道府県 (単位: ha)	2年産	3年産		4年産	
	作付実績	作付実績	前年差	作付実績	前年差
北海道	95,300	88,400	-6,900	82,500	-5,900
青森県	38,300	34,200	-4,100	33,900	-300
岩手県	48,200	46,200	-2,000	43,700	-2,500
宮城県	64,500	61,000	-3,500	57,000	-4,000
秋田県	75,300	71,400	-3,900	69,100	-2,300
山形県	56,500	54,900	-1,600	52,700	-2,200
福島県	59,200	54,700	-4,500	51,900	-2,800
茨城県	65,500	61,400	-4,100	58,300	-3,100
千葉県	52,500	48,100	-4,400	45,500	-2,600
新潟県	106,700	101,800	-4,900	99,900	-1,900
全国	1,366,000	1,303,000	-63,000	1,251,000	-52,000

2 相対取引価格の推移と需要見通し

「つや姫」はコロナ禍にあっても高価格帯を維持、「はえぬき」は全国的な作付転換や物価上昇を受け、令和4年10月（4年産）の相対取引価格は、前年同月（3年産）と比べ値を上げました。

主食用米の全国の需要実績は、毎年減少を続けていますが、R3/4年の県の需要実績は、前年に比べて約1.8千トン増加しました。在庫量はコロナ禍前（R2年6月末）までには戻っていませんが、前年よりも減少しており、今後経済活動が活発化してくれば、好転すると予想されます。



3 令和5年産の山形県の対応方針

平成30年産から国による生産数量目標の配分が行われなくなり、多くの都府県で農業再生協議会を中心に「生産の目安」等を設定し、これまでどおり需給調整（生産調整）に取り組んでいます。

5年産米の山形県の「生産の目安」は、上記の対応方針に基づき、次の①～③を用いて算定します。

- ① 政府の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で示された5年産の主食用米等生産量669万tに、全国の需要実績に占める県産米のシェア（≒4.78%）を乗じた数量を基礎とする。
- ② 「つや姫」のブランド化による需要増に対応した数量を加算する。
- ③ 米の需要減少トレンドに加え、新型コロナの影響による民間在庫の増加状況を踏まえ、主食用米を一定量減算し、農家所得を確保しながら主食用米以外への作付転換を促進する。

令和5年産米の「生産の目安」と配分について

1 令和5年産米の生産量の見通しと「生産の目安」

■ 全 国	669 万トン	(民間在庫量からの見通し)
■ 山形県	316,100 トン	(面積換算 52,860 ha、対前年比：▲1,200 トン、▲200 ha)
	↓	
■ 米沢市	12,257 トン	(面積換算 2,067 ha、対前年比：▲127 トン、▲31 ha)

※ 市町村段階の「生産の目安」の算定は、前年までと同様に、水田面積に応じた部分を基本とし、併せて、本県の「売れる米づくり」を推進するため、有機・特裁の作付面積や GAP の認証面積、大規模経営担い手の面積、播種前契約数量等の要素配分が行われました。

2 本市の「生産の目安」配分ルール

(1) 配分方法

需要に応じた米生産の推進をオール山形で取り組むため、当協議会において主食用米生産面積の配分率を、農業者別に生産数量目標を算定・提示し、引き続き需給調整に取り組みます。

《配分ルール》

- ① 水稻共済地区別単収に補正処理を行い、地区別単収を設定。
- ② 全水田面積（属人）に地区別単収を乗じながら、市配分数量の範疇に収まる面積配分率を設定。農業者に一律配分を行う。

(2) 地区別基準単収の設定

水稻共済地区別単収に以下の補正処理を行い、地区別単収を設定します。

- ① 共済網目補正率：0.952 ② 統計単収（593kg/10a）への補正率：1.01803

地区名	共済単収	ふるい目 補正後単収	令和5年産単収 (kg/10a)
旧市	565.8	594.3	605
上長井	567.2	595.8	607
万世	512.2	538.0	548
山上	498.8	523.9	533
南原	471.5	495.3	504
三沢	488.5	513.1	522
広幡	582.0	611.3	622
六郷	564.5	593.0	604
塩井	573.1	602.0	613
窪田	580.2	609.5	620
上郷	571.6	600.4	611

(3) 主食用米生産面積配分率の設定

県から配分される「生産の目安」は減少しているものの、令和４年産の転作超過達成分で令和５年産の「生産の目安」目標面積を達成することができるため、令和４年産と同じ配分率に設定します。

年産	配分対象者	配分率	転作率
R 4	管内全農業者	64.0 %	36.0 %
R 5	(全面積が「定着」又は「５年以上自己保全管理」 となっている者を除く)	64.0 %	36.0 %
対前年比		±0 %	±0 %

[令和５年産]

主食用米（６４．０％）	転作（３６．０％）
-------------	-----------

加工用米・備蓄米について

■ 令和５年産の取組

加工用米の配分は、農業者と方針作成者等との調整で取り組まれています。

備蓄米も入札により落札者・数量・価格が決まりますが、入札資格があるのは方針作成者等となっています。それぞれ取組をご希望の場合は、方針作成者等へお問い合わせください。

■ 面積換算について

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」により、加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収については、前頁で示した地区別単収を用いることで、東北農政局長と個別に協議しています。

■ 契約数量の変更

作柄の変動により契約数量を変更する場合は、作柄調整を行おうとする時点の農林水産統計の作柄表示地帯の単収、平年収量を用いて、契約数量を調整（変更）することができます。

No.	問い合わせ先	住 所	電話番号	FAX
1	山形おきたま農業協同組合	米沢市金池 3-1-55 (R5.3 まで) 米沢市窪田町藤泉 129-1 (R5.4 から)	22-7100 (R5.3 まで) 27-0600 (R5.4 から)	22-5550 (R5.3 まで) 27-0605 (R5.4 から)
2	米沢米肥(株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
3	我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
4	(有)市川商店	米沢市六郷町一漆 130	37-3139	37-2269
5	(有)山形川西産直センター	東置賜郡川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
6	(株)井上商店	東置賜郡川西町大字堀金 1159-1	42-2556	42-2168
7	株式会社おきたま興農舎	東置賜郡高畠町露藤 85	57-4116	57-4117
8	株式会社ライスファーム 2 1	米沢市大町 3-5-6	49-7118	49-7228

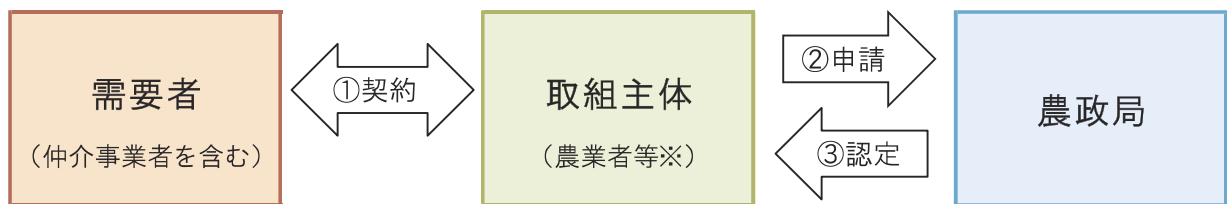
新規需要米の取組みについて

1 取組用途

家畜の飼料用、米粉用
稲発酵用粗飼料用稲（WCS）
新市場開拓用（輸出用）、青刈り稲 等



2 取組イメージ



※農業者及びJA等の認定方針作成者

3 管理方式

■「区分管理方式」で取り組む場合

- （１）主食用米と区分して圃場を特定し、その圃場で収穫された全収穫量を出荷数量とします。
- （２）区分管理計画書を提出します。
- （３）10a当たりの収量が標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合、理由書等の提出を求められ、合理的な理由があると認められた場合にのみ交付金の対象となります。

■「一括管理方式」で取り組む場合

- （１）主食用米、他の用途向け米穀と一括して生産、収穫して出荷します。
 - （２）作柄調整を行おうとする時点の農林水産統計の作柄表示地帯の単収、平年収量（ふるい目1.7mmまたは1.85mm）を用いて、契約数量を調整（変更）することができます。
- ※数量払いの交付金計算は、1.7mm値を用いて行います。

4 「横流れ防止」について

■ 改正食糧法に基づく遵守事項 ＜不正転用による不当利益防止＞

- ※ 定められた用途以外の使用・販売は禁止されています。
- ※ 他の米穀と用途ごとに区別し、明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ※ 販売する場合には、紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示する必要があります。

■ 米トレーサビリティ法に基づく措置 ＜流通ルートの特定＞

- ※ 出荷・販売する場合には記録を作成し、3年間保存する必要があります。

不適正な流通が確認され、それが悪質だと判断された場合は、

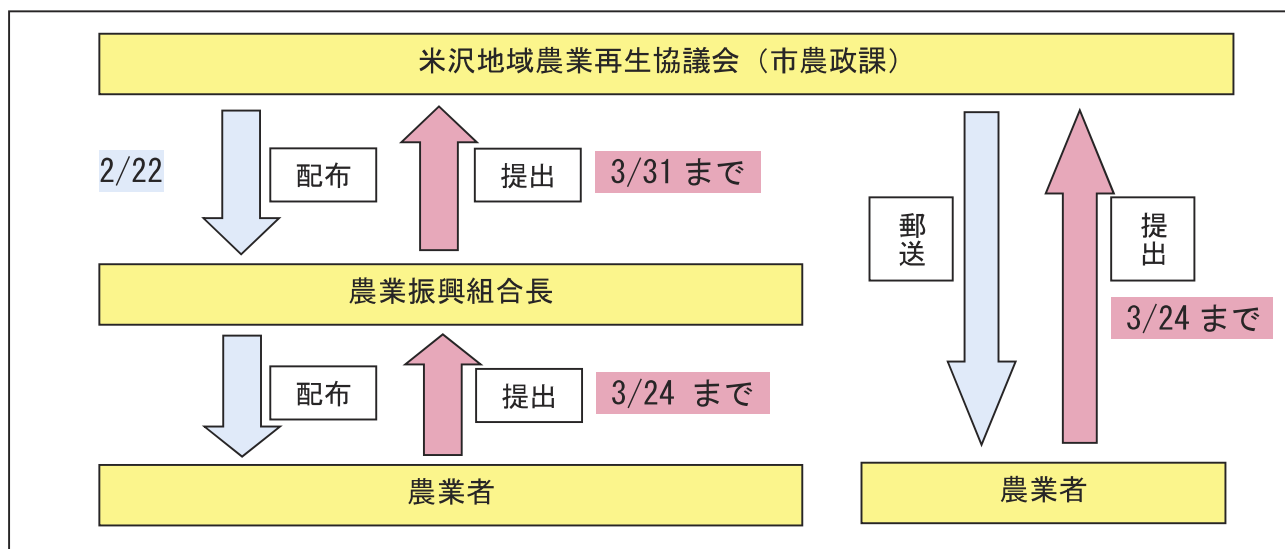
- ・ 当該取組の認定を取り消し、一定期間、新規需要米や加工用米の取組みを認めない。
- ・ 経営所得安定対策等に係わる全ての交付金を返還させる。

などの措置が講じられます。定められた用途に適正に流通してください。

令和５年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書について

令和５年度(産)水稻生産実施計画及び営農計画兼水稻共済細目等変更届出書(以下、「細目書」という。)につきましては、次頁記入例を参考にして記入していただき、**3月24日(金)まで** 各集落の農業振興組合長に提出してください。(振興組合に所属していない農業者は、米沢地域農業再生協議会に直接提出してください。)

■ 細目書提出の流れ



■ 振興組合長の皆様へ

取りまとめていただいた集落内の細目書については、**3月31日(金)まで** 米沢市農政課にご持参ください。

■ 記入例以外の注意事項

- ① 細目書は、米の計画出荷基準数量の配分、水稻共済加入面積及び転作面積の基礎になりますので、農作物共済に加入しない方、内容に異動のない方も、確認のうえ必ず提出してください。
- ② 提出後に異動が生じた場合は、速やかに米沢地域農業再生協議会までご連絡ください。
- ③ 住所・氏名の確認について、農業者氏名は米穀売渡し登録名義と同じにしてください。
- ④ 本地面積は、畦畔(くろ)等を除いた水張面積です。
- ⑤ 細目書に新たに登載する圃場がある場合、米沢地域農業再生協議会までお問い合わせください。

■ 今後の日程等

期日	内容
2月22日	水稻共済細目書配布(振興組合毎に組合長へ、その他は個別に郵送)
3月24日	水稻共済細目書提出〆切(振興組合は組合長へ、その他は事務局まで)
4月	水稻共済細目書整理作業
7月上旬～10月	現地確認作業(担い手組織等) ※ 大豆・そば・飼料作物・WCS用稲
7月中旬～下旬	現地確認作業(一般) ※ 振興組合長に案内をお願いします

記入例

様式第3号

No. 999 999

令和 5 年度(産) 水稻生産実施計画 及び営農
(兼確認野帳・助成金申請書)兼水稻共済細目等変更

市町村名 米沢市 組合名 山形県農業共済組合

地区名 旧市 共済地区名 米沢市 旧市 金池

集落名 金池 組合員等コード 99999999

電話 0238-22-5

協議会等コード				組合等	地区コード		農業者氏名	住 所
市町村	地 区	集 落	農家番号	コード	大地区	小地区		
999	999	999	9999	999	99	9999	前田 慶次	992-0012 米沢市 金池 5丁目 2-25

農 業 者 記 入 欄									
耕地 番号	分筆 番号	地 名・地 番	水田面積 (田本地面積)	水稻作付 引受面積	転作計画 面 積	水稻品種名 転作作物名	収量 等級	基準 単収	特 等
0001	001	窪田町矢野目 古屋敷 1110	10.00	10.00		つや姫 コシヒカリ	13	600	直播
0002	001	窪田町矢野目 古屋敷 1111	10.00	10.00		コシヒカリ	13	600	直播
0003	001	窪田町矢野目 古屋敷 1112	5.00 10.00	5.00 10.00		コシヒカリ	13	600	直播
0004	001	窪田町矢野目 古屋敷 1113	10.00	10.00		コシヒカリ	13	600	直播
0005	001	窪田町矢野目 古屋敷 1114	10.00	テ 10.00	10 0	べこあおば コシヒカリ	13	600	直播
0006	001	窪田町矢野目 古屋敷 1115	10.00	テ 10.00	10 0	ばれいしょ 野菜	13		直播
0007	001	窪田町矢野目 古屋敷 1116	10.00	テ 10.00	(10 0)	さくらんぼ 果樹	13		直播
0008	001	窪田町矢野目 古屋敷 1117	10.00	テ 10.00	(10 0)	りんご 花卉	13		直播
0009	001	窪田町矢野目 古屋敷 1118	10.00	テ 10.00	10 0	飼料作物	13		直播
0010	001	窪田町矢野目 古屋敷 1119 (外)	10.00	テ 10.00	10 0	自己保全管理	13		直播
0011	001	窪田町矢野目 上杉 3111	10.00	10.00		コシヒカリ	13	600	直播
		窪田町小瀬 道東 5111	10.00	10.00		はえぬき	13	600	直播
小 計 (定) 20.00			105.00 110.00	45.00	40 00				直播栽培、有機 該当するものを

この帳票に記載されている情報については、生産調整の実施状況や経営所得安定対策等助成金の確認等並びに水稻共済にかかる事務に必要な範囲において、関係機関が利用

不作付地(自己保全管理・調整水田等)で概ね3年連続して作物が作付けされなかった圃場については、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となるため (外) と表示しています。

とも補償加入の方は、記載しないでください。
受委託は、とも補償未加入者同士でのみ成立します。

合計	耕地筆数	引受筆数	水田面積	水稻作付 引受面積	転作面積	基準収穫量	引受収量	加工用米	出荷 数
	11	6	110.00	60.00	50.00	kg	kg	加工用米	
受委託関係(転作を含む)								飼料用米 (区分管理)	
集落名	氏 名	面 積	耕地番号等	生産数量	備考				
					受託・委託				
					米粉用米				

集 落 名	氏 名 (氏名を記入してください)	米出荷先	(地域協議会等提出用)
金池	前田 慶次	農協・業者	No. 999 — 999
参加する集落 営農組織名	米沢営農組合	参加する生産調整方針 作成者コード、主体名	集落コード 999
JA			農 家 番 号 9999
本年産の水稲 生産数量の目安	本年産の水稲 生産確定数量	判定	組合員等コード 99999999
		適・否	世帯番号
集落名・氏名・生産調整方針作成者(出荷業者) を記入してください。※押印不要		経営所得安定対策加入申請	確定申告方法
(A)		(A) - (B)	有・無 青色・白色

令和5年度の経営所得安定対策への加入意思
の有無を○印で囲んでください。

該当する方を○印で
囲んでください。

直播・有機・特裁の場合、該当する
ものを○印で囲んでください。

道路買収・転用等の場合、変更後の面積と異動事由を記入。
※ 面積を確認できる書類の写しを事務局に提出してください。

区分管理の飼料用米・米粉用米・輸出用米については、取り組む
用途名を記入してください。
※ 別途、東北農政局山形県拠点への届出が必要です。

昨年度の作物があらかじめ印字してありますので、今年度の具
体的な作物名を記入してください。

定着は、赤定着(平成15年度以前)と青定着(平成16年度以降)
に分けて表示しています。

多年生作物(牧草)の場合、①播種と収穫を行うもの、②播種は
行わず収穫のみ行うものかわかるように記入してください。

飼料用米

5月15日から6月15日まで水張り

定 着
定 着

多年生牧草の播種および収穫

転作作物の出荷先をご記入ください。

※出荷・販売しないと、交付金は受けられません！

春日一丁目1番1号
上杉景勝へ返す

窪田町矢野目1番
直江兼続より借りる

改善計画 平成29年

不作付地の改善計画が提出
された年度を表示しています。

中間管理権設定

特定農作業受委託

農地の異動があった場合は、相手方の集落・氏名を記入してください。
中間管理権設定及び特定農作業受委託契約について、すでに設定・
契約を行っているものはスタンプ押印や記入をしています。新たに設
定・契約した場合は、上記のように記入してください。

湛水管理を1か月以上行う場合
は、湛水期間を記入してください。
※水張り5年対策(P19参照)

加工用米・飼料用米・米粉用米は、それぞれJAまたは取扱業者等と契約する
予定数量等を記入してください。
※飼料用米は区分管理または一括管理のいずれか該当する方へ記入。
※米粉用米は()内に区分管理または一括管理のいずれかを記入。

経営所得安定対策等について

背景・課題

我が国の農業構造の現状についてみると、担い手の利用面積は農地面積全体の5割となり、法人経営体数が増加するなど、農業構造が変化してきています。

一方で、我が国の農業を支える農業従事者の農業所得の減少、高齢化が進行するとともに、耕作放棄地の面積は高齢農業者のリタイア等に伴って拡大し、構造改革の大きな節目が到来しています。

我が国の農業が大きな転換期を迎える中で、農業を安定的に発展させ、食料を安定的に供給していくためには、農業の構造改革を加速化する必要があります。

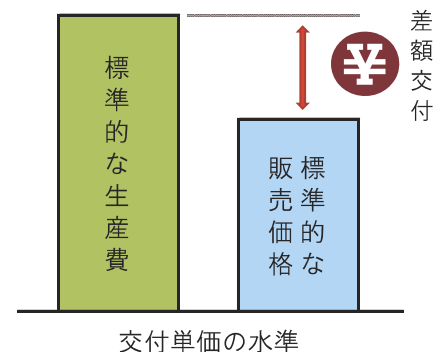
目的

食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことを目的とし、そのため、小規模農家を含めた意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、我が国農業の持続的な発展を目指します。

概要

● 経営所得安定対策では、担い手農家の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と、農産物価格下落が経営に及ぼす影響を緩和するため、農業者拠出に基づくセーフティネット対策を実施しています。

● 水田活用の直接支払交付金は、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援します。また、都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。



【 経営所得安定対策 】

- ◆ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- ◆ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【 水田活用の直接支払交付金 】

- ◆ 戦略作物助成
- ◆ 産地交付金
- ◆ 畑地化促進事業
- ◆ 都道府県連携型助成



畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

交付対象者

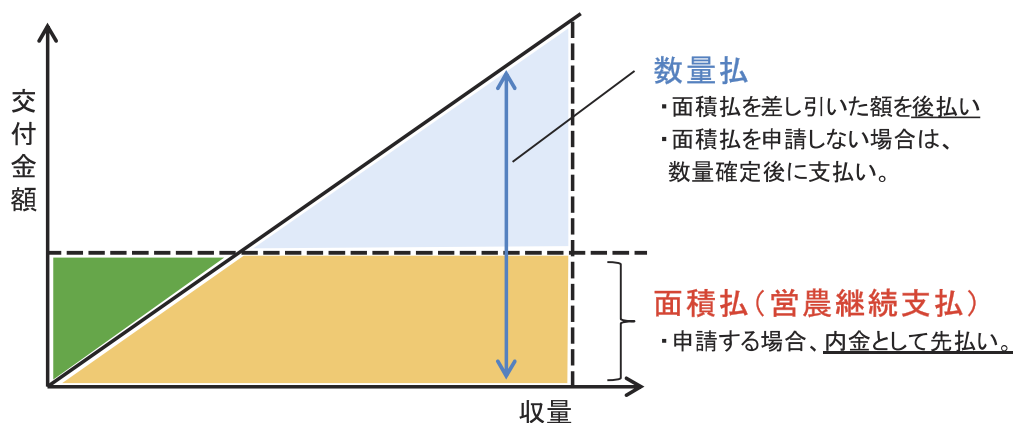
販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定就農者

対象作物

麦、大豆、そば、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、なたね

支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本として、当年産の作付面積に応じて交付される面積払（営農継続支払）を数量払の内金として先払いします。



【数量払】

①交付対象数量

※対象作物の当年産の出荷・販売数量になります。

②交付単価

※令和5年産から令和7年産までの交付単価。（基本的に3年ごと改定）

※令和5年産から交付単価が免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分かれます。

※免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれていません。

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前の確定申告書等の提出が必要です。（詳細については、33～34頁チラシを参照願います。）



小麦（60kg 当り） 平均交付単価 課税事業者向け 5,930 円 免税事業者向け 6,340 円
（パン・中華麺用品種は 2,300 円加算）

品質区分 (等級/ランク)		1 等				2 等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	課税事業者向け	5,560 円	5,060 円	4,910 円	4,850 円	4,400 円	3,900 円	3,750 円	3,690 円
	免税事業者向け	5,970 円	5,470 円	5,320 円	5,260 円	4,810 円	4,310 円	4,160 円	4,100 円

大豆（60kg 当り） 平均交付単価 課税事業者向け 9,430 円 免税事業者向け 9,840 円

品質区分(等級)		1 等	2 等	3 等
一般大豆	課税事業者向け	10,360 円	9,670 円	8,990 円
	免税事業者向け	10,770 円	10,080 円	9,400 円
特定加工用大豆	課税事業者向け	8,310 円		
	免税事業者向け	8,720 円		

そば（45kg 当り） 平均交付単価 課税事業者向け 16,720 円 免税事業者向け 17,550 円

品質区分(等級)		1 等	2 等	規格外
そば	課税事業者向け	17,180 円	15,070 円	※対象外
	免税事業者向け	18,010 円	15,900 円	※対象外

【面積払(営農継続支払)】

①交付対象面積

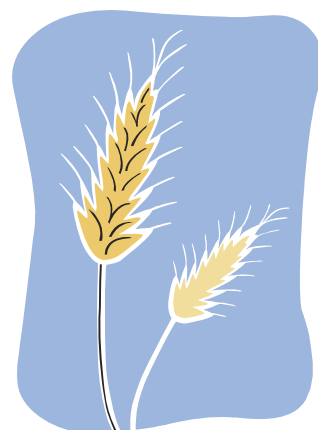
※対象作物の当年産の実際の作付面積になります。

②交付単価

麦・大豆：20,000 円/10a
そば：13,000 円/10a

※面積払(営農継続支払)を受けない農業者には、販売数量確定後に数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

※生産量が地域の基準単収の 2 分の 1 に満たない場合、理由書が必要になります。自然災害など合理的な理由が確認できない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。



収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

交付対象者

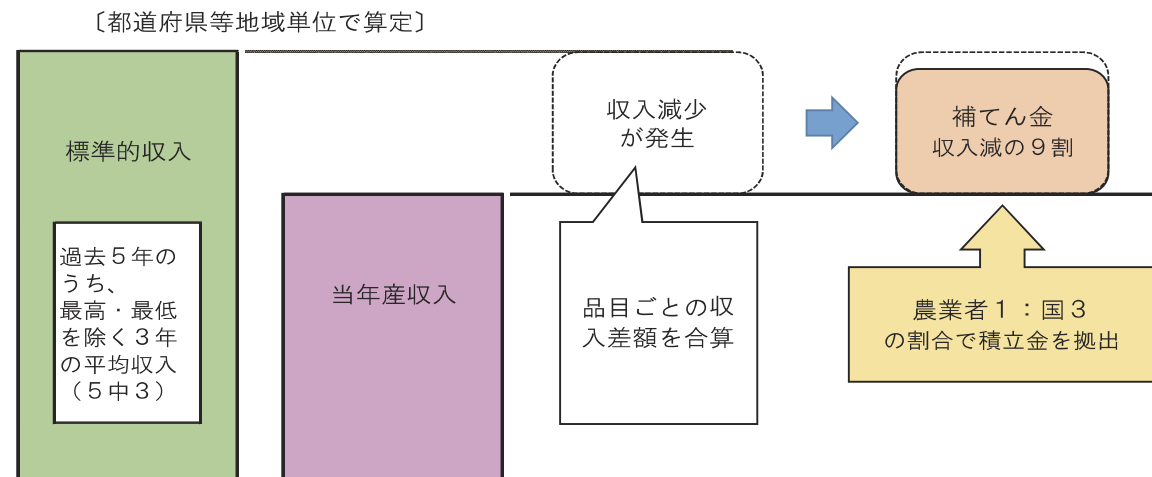
認定農業者・集落営農・認定新規就農者

対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

補てん額

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットで、当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



※需要に応じた米生産を後押しするため、令和4年度から、ナラシ対策の対象農産物である米についても、具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補てんの対象となります。（詳細については、35～36 頁ナラシを参照願います。）

※対策加入時に、「①標準的収入の10%下落まで対応できるコース」と「②20%下落まで対応できるコース」のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を抛出します。

※補てんは収穫後3月までの価格をみて、5～6月頃に支払います。

※補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

※収入保険と重複して加入することはできません。

※令和2年産から主食用米と同様に備蓄米も対象となっています。



水田活用の直接支払交付金

交付対象者

転作田にて対象作物を販売目的で生産する販売農家・集落営農

交付単価

① 戦略作物助成（全国統一単価）

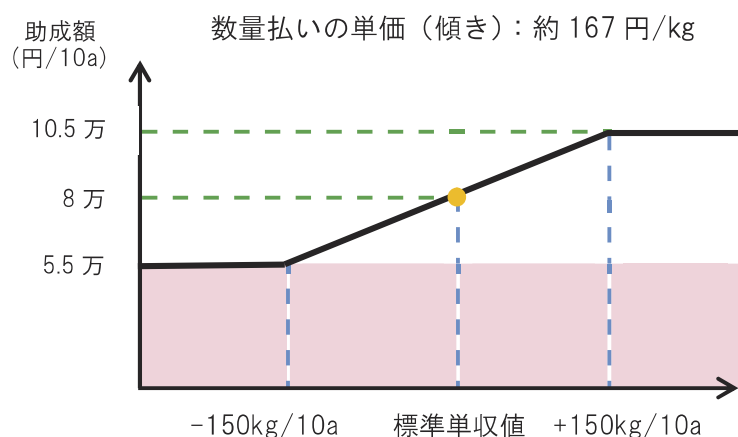
対象作物	交付単価(10a 当り)
麦、大豆、飼料作物※1	35,000円 ※2
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米・米粉用米 (数量払い)	収量に応じて 55,000円～105,000円 ※3

※1：飼料用とうもろこしを含む。

※2：令和4年度より多年生牧草については、播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aの支援となります。

※3：飼料用米の一般品種について、令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）となります。

<飼料用米・米粉用米の交付単価イメージ>



○数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量確認が必要です。（未検査の場合は交付単価が一律55,000円）

○標準単収値は主食用米の配分単収（当年秋の作柄によって調整あり）

○収量が標準単収値-150kg/10aに満たない場合、東北農政局に理由書等の提出が必要です。

■ 出荷・販売実績の確認書類

※対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出が必要となります。（申請者本人名義のものが原則）

※自家加工や直売所等での販売のため、伝票等がない場合は、「水田活用の直接支払交付金に対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式3）を作成し、提出していただく必要があります。

※飼料として生産する場合は、畜産農家や実需者との利用供給協定書を取り交わす必要があります。自家利用の場合は、自家利用計画書を作成していただきます。

※原則として、出荷・販売が要件となり、自家消費は対象外となります。

② 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で産地づくりに向けた取組みを支援します。

基本的運用

国から配分される資金枠の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・取組・単価等）を設定します（原則2割以上は県段階で助成内容を決定）。

産地交付金の再生協への年度当初配分は9割、追加配分枠は1割となります。ただし、戦略作物が拡大した場合には戦略作物助成の支払いに充当され、残余がある場合に限り、年度途中に追加配分されます。

PDCAサイクル

毎年度、目標に対する進捗度や効果的な支援内容になっているか等を検証し、「水田収益力強化ビジョン」に反映させます。



③ 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、以下の支援をします。（要望調査は令和5年2月に終了しました。）

① 畑地化支援（175,000 円（その他の畑作物に係る畑地化は 140,000 円）/10a）

水田を畑地化して、高収益作物（野菜、果樹、花き等）及び畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援。

② 定着促進支援（20,000 円（加工・業務用野菜等の場合 30,000 円）/10a×5年間）または（100,000 円（加工・業務用野菜等の場合 150,000 円）/10a（一括））

水田を畑地化して、高収益作物・畑作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援。

③ 子実用とうもろこし支援（10,000 円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

④ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援。（定額（1協議会当たり上限300万円））

⑤ 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））

※①、②、⑤は助成を受けると転作の交付対象水田から除外されます。借地の場合には、土地所有者の了解を得てください。

④ 都道府県連携型助成（山形県転換作物新規拡大支援事業）

前年よりも主食用米を減らして（とも補償加入を含む）、大豆、飼料用とうもろこしを新規に拡大した面積に対して、県が5,000円/10a、国が5,000円/10aを交付します。ただし、申請総額が予算の範囲を超えた場合は単価が減額となります。

	対象作物・取組（原則として、出荷・販売が要件、自家消費は対象外）	交付単価
国	新市場開拓用米の複数年契約助成 ※生産者側と需要者側が結んだ3年以上の契約に対して支援	10,000 円
	そばの作付け助成	20,000 円
	新市場開拓用米の作付け助成 ※コメ新市場開拓等促進事業にエントリーし、採択となった場合、エントリーした面積は対象外	20,000 円
	地力増進作物の作付け助成 ※有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりへの取組を支援	20,000 円
県	加工用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業にエントリーし、未採択となった場合のみ対象	5,000 円
	新市場開拓用米 ケイ酸質肥料等の散布 ※コメ新市場開拓等促進事業にエントリーし、未採択となった場合のみ、エントリーした面積が対象	8,000 円
	飼料用米 低コスト生産助成 ※低コスト生産への取組み(3つ以上)が要件（直播栽培 等）	5,000 円
米 沢 市	重点振興作物拡大助成：7 品目 ※令和 4 年産からの拡大面積分のみ対象 アスパラガス、枝豆、きゅうり、スイートコーン 【冬期間出荷用】キャベツ・ねぎ・白菜	50,000 円
	振興作物助成：25 品目 ＜一般作物＞ 野菜：アスパラガス、枝豆、かぼちゃ、里芋、スイートコーン、トマト、 きゅうり、丸なす、【冬期間出荷用】キャベツ・ねぎ・白菜 花き：アルストロメリア(新植・改植)、紅花、小菊、りんどう、 スプレー菊、ひまわり、トルコギキョウ、ストック、啓翁桜 ＜地域伝統野菜＞ 雪菜、豆もやし用豆、遠山かぶ、うこぎ、おかひじき	35,000 円
	産地化推進作物助成：4 品目 さくらんぼ、りんご、ぶどう、西洋なし（全て新植から3年）	70,000 円
	作物作付け助成 振興作物以外の野菜・花き・果樹（新植）	10,000 円
	大豆の多収栽培支援 ※「収益力の向上に資する取組」が要件（大豆 300A 技術 等）	1,400 円 (上限 4,000 円)
	そばの多収栽培支援 ※「収益力の向上に資する取組」が要件（心土破砕、地力向上 等）	800 円 (上限 1,100 円)
	耕畜連携助成 ※「収益力の向上に資する取組」が要件 (わら利用：低コスト生産、堆肥散布：排水対策、団地化 等)	7,500 円 (上限 12,400 円)

- 出荷・販売を行ったことは、出荷契約書・販売伝票・作業日誌等により確認します。
- 本誌作成時点では東北農政局との事前協議の前段階であるため、今後の協議の結果、使途の削除を含む内容の変更が生じる可能性がありますので、御了承ください。
- 実際の作付面積や配分額により、所要額が配分額を超過する場合は、使途によって減額の単価調整を行います。
- 令和 5 年度から飼料用米・米粉用米の複数年契約助成はありませんが、令和 5 年度の複数年契約がある場合は、引き続き契約が必要です。

經營所得安定対策等による作物別支援予定額

産地交付金

※産地交付金については、本誌作成時点の内容で作成しています。
今後の協議の結果によって、変更が生じる可能性があります。

畑作物の直接支払交付金
□数量払 □面積払

水田活用の直接支払交付金

赤線枠内
水田、畑地共通

収益方向上の取組
1,400円

数量払
(60kg当り)
5,970円
~
4,100円
※免税事業者
の場合

〔うち
面積払
20,000円〕

耕畜連携
(資源循環)

7,500円

数量払
(60kg当り)
10,770円
~
9,400円
※免税事業者
の場合

〔うち
面積払
20,000円〕

収益方向上の取組
800円

【国設定】
数量払
(45kg当り)
18,010円
~
15,900円
※免税事業者
の場合
〔うち
面積払
13,000円〕

振興作物以外の
野菜
花き
果樹(新植)

振興作物
(前年度からの
拡大面積)
アスパラガス
枝豆 きゅうり
スイートコーン
【冬期間出荷用】
キャベツ・ねぎ・白菜
15,000円

重点振興作物
アスパラガス
かぼちゃ
里芋
雪菜
豆もやし用豆
とうきび
遠山かぶ
スーパーストック
丸なす
おかひじき
トマト
きゅうり
【冬期間出荷用】
キャベツ・ねぎ・白菜
アルストロリア
(新植・改植)
紅花
小菊
スプレー菊
ひまわり
トルコギキョウ
ストック
啓翁繖
りんどう

耕畜連携
(わら利用)

7,500円

【県設定】
低コスト生産の取組
5,000円

収量にに応じ
55,000円
~
105,000円

収量にに応じ
55,000円
~
105,000円

収量にに応じ
55,000円
~
105,000円

加工用米

飼料用米

米粉用米

輸出用米

野菜・花き・果樹

販売農家・集落営農

販売目的で生産

【要件】

作物別取扱者一覧

飼料用米取扱業者

問い合わせ先	住 所	電話番号	F A X
山形おきたま農業協同組合	米沢市金池 3-1-55 (R5.3 まで) 米沢市窪田町藤泉 129-1 (R5.4 から)	22-7100 (R5.3 まで) 27-0600 (R5.4 から)	22-5550 (R5.3 まで) 27-0605 (R5.4 から)
米沢米肥 (株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
(有) 山形川西産直センター	川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
(有) ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	川西町大字洲島 5760	44-2400	44-2090
山形県酪農業協同組合	南陽市宮内 715-3	47-2336	47-6500
(株) 野川ファーム	天童市万代 1-2	023-654-1244	023-653-0663
山形県食糧 (株)	山形市流通センター 1-12-4	023-633-3939	023-631-7458

作業受託組織等の問合せ先

受託作物名			組織等の名称	代表者氏名	電話番号
大豆	飼料	そば			
	●		南原転作機械利用組合	伊藤善兵衛	38-6187
		●	南原そば部会	山崎 榮一	38-2951
●			株式会社アグリ三澤	渡部 博雄	31-2594
●			株式会社はたファーム	金谷 恵一	37-3973
●			有限会社エキスパートファーム	長谷部浩一	37-5629
●			株式会社フレッシュ絆	高橋 秀治	23-1775
●			農事組合法人米沢あすなろ	大島 裕次	37-5553
●		●	農事組合法人ドリームファクトリー	佐藤 政和	37-2015
●			農事組合法人新田営農組合	手塚 隆	37-3602
●		●	株式会社アグリ川井	安部 憲一	28-8365
	●		ホールクロップ生産組合	遠藤 保彦	28-0887
	●		上郷転作飼料生産組合	須藤 良蔵	37-3736
	●		米沢稲WC S 組合	工藤健一郎	37-2004
	●		米沢DC 組合	小関 敏弘	37-3558

調整水田等の不作付地について

水田活用の直接支払交付金では、

「平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地」は交付対象外となります。

不作付地として管理する範囲

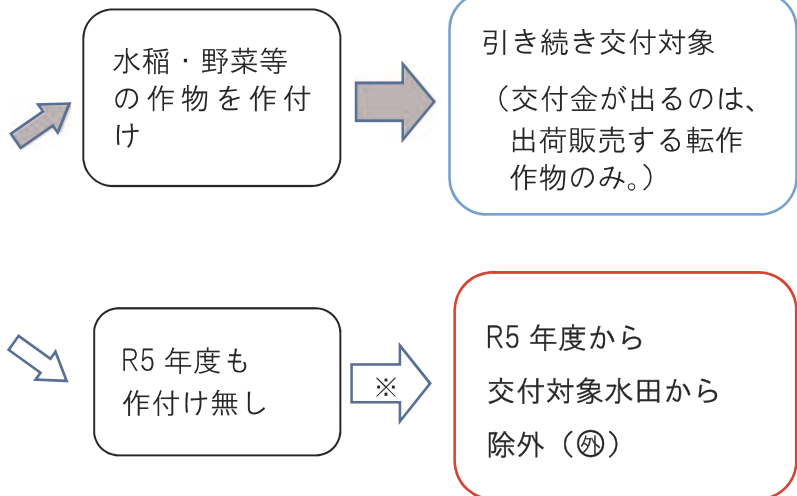
交付申請者に係る農地（水田）のうち、作物の作付けがない農地（自己保全管理・調整水田等）。

不作付地が交付対象外となる判断

- 平成 30 年度以降に不作付地となっている農地（それまでも不作付地であった農地を含む）
平成 29 年度以前に遡るのではなく、平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象水田から除外となります。
（改善計画の提出は不要。地域農業再生協議会が水田情報を整理して除外する。）

3 年間（R2～R4）不作付地

R5 年度



※ただし、人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地として位置づけられたもの、または農地中間管理権が設定されたものは交付対象のままとなる場合があります。

- 平成 29 年度以前に改善計画が提出されている農地

既に改善計画が提出されている農地は、従来の規定に則して判断します。改善計画の達成予定年までに作物作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地は、交付対象水田から除外となります。

交付対象水田の見直しについて

現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4年～R8年）に一度も水張りが行われない農地は、R9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となる方針です。

■ 各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築を目指す目的があります。※水張りとは水稻(主食用米、加工用米等)の作付けを指します。

交付対象水田からの除外とは？

- ※ 一度除外となってから作付けを行っても、交付対象にはなりません。（戻りません。）
- ※ 不作付地の圃場については、現在も交付金が支払われていないため、交付対象水田から除外になることで、現在受け取っている交付金が減少することはありません。
- ※ 農地として認められない、ということではありません。（転作としてカウントされます。）
- ※ 一度除外になっても、農地中間管理権が設定された場合等は交付対象に戻る場合があります。

■ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

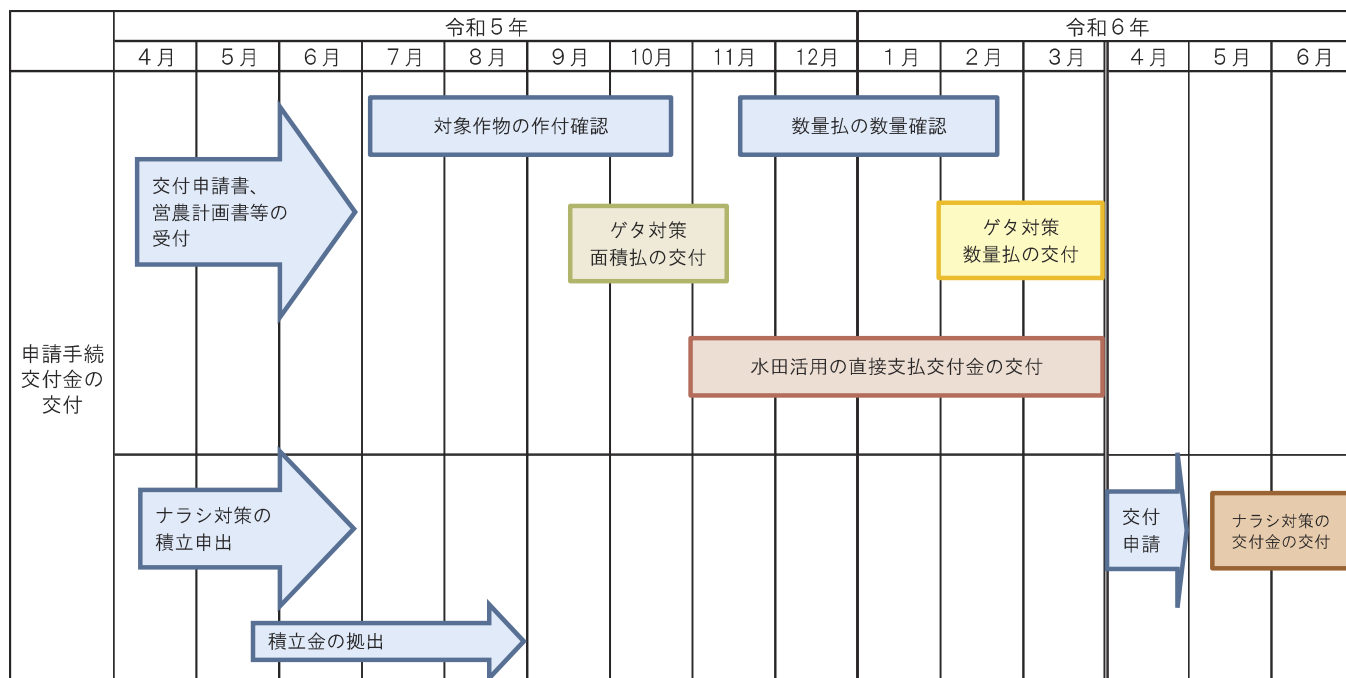
■ 以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 本誌作成時点では具体的な確認方法が国から示されておりませんので、御了承ください。

交付金の交付スケジュール

交付に関するスケジュール（予定）



交付申請書の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、東北農政局又は地域協議会に提出する必要があります。（米沢地域農業再生協議会では、受付会を開催していますので、別途文書で御案内します。）

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入される方は、同時期に加入申請（積立申出）を行った上で、7月31日までに積立金を拠出することになります。生産調整方針作成者と事務委託をされている場合は、生産調整方針作成者との日程調整等をお願いします。

交付金の交付時期

① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

ア 面積払（営農継続支払）

：生産年 9月 ～ 10月頃
（令和4年度は、10月13日）

イ 数量払

：生産年翌年 2月 ～ 3月頃
（令和4年度は、3月27日予定）

② 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

：生産年翌年 5月 ～ 6月頃
（令和4年度は、6月30日）

③ 水田活用の直接支払交付金

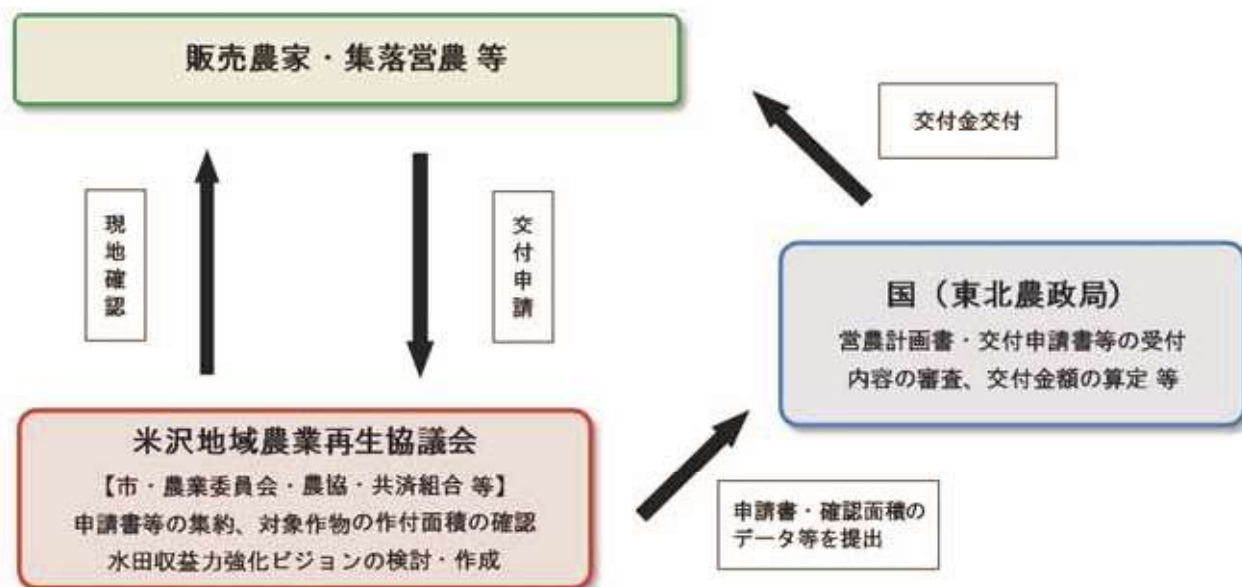
：生産年 11月 ～ 3月頃
（令和4年度は、11月24日～）

※ 各交付金の詳細な交付日については、東北農政局山形県拠点と地域農業再生協議会で調整することになります。前年度や近隣市町の交付日と、必ずしも同日とは限りません。

経営所得安定対策等の実施体制

実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続き・支払事務等が円滑に進められるよう、農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施しています。



お問い合わせ

ご相談・お問い合わせは、お近くの関係機関にお尋ねください。

〔関係機関・団体〕

No.	問い合わせ先	住 所	電話番号	FAX
1	東北農政局山形県拠点	山形市松波 1-3-7	023-622-7247	023-622-7256
2	米沢市農政課（農業再生協議会事務局）	米沢市金池 5-2-25	22-5111	24-4541
3	山形県農業共済組合 置賜支所	米沢市窪田町矢野目 3668-3	37-5700	37-5709

〔認定方針作成者（集出荷業者）〕

No.	問い合わせ先	住 所	電話番号	FAX
1	山形おきたま農業協同組合	米沢市金池 3-1-55 (R5.3 まで) 米沢市窪田町藤泉 129-1 (R5.4 から)	22-7100 (R5.3 まで) 27-0600 (R5.4 から)	22-5550 (R5.3 まで) 27-0605 (R5.4 から)
2	米沢米肥(株)	米沢市中田町 1405-1	37-2731	37-2542
3	我妻商店	米沢市大字浅川 1212	37-5034	37-5034
4	(有)市川商店	米沢市六郷町一漆 130	37-3139	37-2269
5	(有)山形川西産直センター	川西町大字下小松 1672-1	42-4403	42-4424
6	(株)井上商店	川西町大字堀金 1159-1	42-2556	42-2168
7	(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	川西町大字洲島 5760	44-2400	44-2090

経営所得安定対策等にご加入されている皆様へ
【**重要なお知らせ**】

経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付対象となります。この場合、被害状況等の確認が必要になりますので、必ず関係機関(地域農業再生協議会、農業共済組合、市、JA等)にご相談ください。

耕起、播種、防除等の作業内容を記載した

圃場ごとの作業日誌を作成しておく



自然災害発生
(減収及び収穫皆無)

関係機関に相談

関係機関による被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

※ 自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。

【お問い合わせ先】

東北農政局山形県拠点
米沢地域農業再生協議会

☎ 0 2 3 (6 2 2) 7 2 4 7
☎ 0 2 3 8 (2 2) 5 1 1 1